

大正初期の随意選題の状況

——保科孝一の紹介と諸家の実践——

高 森 邦 明

はじめに

大正期作文教育史における随意選題に関する問題については、これまで多くの人が取りあげてきて、広範に論究されることもに、事実は既に巨細となく明らかにされたかのようである。特に、昭和六十二年には『芦田恵之助国語教育全集』（明治図書）が出版され、その研究の機運がいつそう高められた。筆者も先に、これに関連する考察を幾つか行ったことがある。^(注1)ただし、それらは、限られた資料によるもので、十分なものではなかった。本稿では、その不足を補ってみたい。

今までの随意選題に関する論究は、芦田自身に即したものが多かった。これを随意選題に関する当時の一般状況の中でとらえることはほとんど見られなかった。このような事情に注目して、本稿では、随意選題が行なわれ始めた時期である明治末から大正五・六年ごろまでの、その実践状況の一面を明らかにすることをねらう。これは、続いて、芦田の随意選題説の成立過程と比べられるはずである。ここに取りあげるのは、保科孝一、久芳龍蔵、友納友次郎、そ

の他の諸家の説であり、実践である。

1 保科孝一の随意選題関連の記述

1—1 ヨーロッパ留学帰朝後の国語教育に関する著述

明治四十四年九月の初めにベルリンについた保科は、大正二年十二月末に帰朝するまで、ドイツを主にしてフランス、イギリス等の国語教育の事情を精力的に視察し、意見を加えた報告を、我が国の各種の雑誌に寄せている。その報告を編集したものが、『国語教育及教授の新潮第一』（大正三年六月弘道館刊）である。本書は、新帰朝者としての彼の国語教育の面での新しい一步を印するものであった。この後、彼は、

『最近国語教授上の諸問題』（大正四年一年教育新潮研究会刊）

『最近綴り方教授の新潮』（大正四年六月同文館刊）

『国語教授法精義』（大正五年四月育英書院刊）

と、短期間のうちに、彼の国語教育上の主著となるものを著述している。また、大正五年一月には、月刊雑誌『国語教育』を創刊、主宰する。

保科のドイツの作文教育に関する報告の中で、随意選題に関わるものとしては、ドイツの自由市ハンブルグ、ブレーメン、リュノーベックの小学校においてすでに「二十余年」も行なわれていた（『國語問題五十年』一六六頁注四参照）「自由作文」のそれがある。以下、この「自由作文」の紹介を中心として取りあげる。（注二）

1—2 『國語教育及教授の新潮第一』の記述

（ア）自由作文の主張の發生

ドイツにおいて自由作文の主張が起つたのは、作文の際、まず題を与えて、これについて直観教授によって説明し理解させたのち書き綴らせるという方法をとっていた「予習作文」についての疑問からであった。保科の説明によると、

小学校の中級では、大抵この予習を与える。予習をしなければ、児童は与へられた題目について、如何なる事実を書き綴つて然かるべきかに懊惱苦心し、遂に作文そのものを倦厭するやうになるから、中級においては、まず予習を与えることが必要であるといふのが、一般の輿論である。ところが、この予習を与へると、児童の作文は千篇一律に流れて、頗る変化に乏しいといふ弊が生ずる。ゆえに、この予習を全く与へずして、すべて児童の思ふ通りの題目で、思ふ通りに綴らせると、即ち自由作文による必要があるといふ一流の論者が起つて来て、ハンブルグ市がもつともこの主義が盛である。（五三〇—一ペ）
この自由作文の説明には、なお「随意選題」の語はないが、次者からは、ここに「随意選題」が用いられる。

（イ）自由作文の「主要な論点」

この自由作文論者の主張を、保科は、十一項目にまとめる。

- 1 改良の根拠は、芸術及び人格教育に主として重を置く。
- 2 児童の人格を自由に表彰したものでなければならぬ。
- 3 作文の準備について、可成りの自由と無制限を必要とする。
- 4 在来綴り方教授上に存在してゐる、いはゆる予習なる者は廢棄しなければならぬ。

等がある（同書五三五—六六）。この「主要な要点」は、同書六四七ページでも、幾らか文言の訂正はあるが同じ内容で掲げられる。他に『最近綴り方教授の新潮』でも、そのまま掲げられている（三八七頁）。この自由作文の主張は、友納友次郎、花田甚五郎（注六参照）らの所説で触れられている。

（ウ）自由作文に対する賛成論と反対論の要点

この自由作文に対しては、賛否両論があつて、これが次のように整理されている。

・賛成論「一利と見るべき点」

- 1 いはゆる自由作文なるものは、児童に固有な趣味感興を十分に誘発するものである。
- 2 児童の独立心と創作欲を大いに発達させる。
- 3 児童の個人性を發展する。
- 4 改良論者の主張するやうな作文の添削は、大いに教師の勞力を減少する。

・反対論「一害と見るべきもの」

- 1 今日の社会は一般に健全でないから、児童の人格を養成するに適しない。……束縛を加へることが、一方から見ると、真正の自由と道德的の人格を養成することになる。

2 改良論者は学校教育を輕視し、学校外の経験を過重してゐる

る。

3 彼等は正字法、語法及び文字の価値を軽視するから、社会生活の要求を満足しない。

4 思想表彰の論理及び形式的練習には、教材の復演及び変形を必要とするが、改良論者は之を怠つてゐる。

5 改良論者の主張は事実において何等の創見もない。只精神と本原的清新を發展すること、即ち、児童の趣味感興を誘発し、その清新な個性を發展させようと云ふことに、殊に重をおくことが、その要点と見るべきであらう。(同書五三六―八ペ)

これらの自由作文についての賛成論と反対論は、この時期の保科のすべての著作に引かれている。これらは、後の随意選題論争の論点とも重なるところがあり、かなりの影響が考えられる。

(エ) 自由作文における「極端な」説

さらに保科は、自由作文、反予習作文の主張が最も盛んなハンブルグ市における「甚だ極端な」自由作文説を紹介している。

ハルブルグ市における自由作文は甚だ極端で、予め一定の題目を与へることすら不可としてゐるものがある。つまり、児童をして任意の題目によつて自由に書き綴らせ、之を訂正する場合にもあまり小言を言はない、あまり小言をいふと児童は萎縮して十分その個性を發揮することが出来ないと言つてゐる。(六四六ペ)

ここにも「随意選題」という言葉は用いられていない。しかし、これは、後のわが国における行き過ぎた自由発表主義、自由選題(随意選題)の考え方とはほとんど変わらない。

(オ) 保科の考え方「(随意選題も)悪くはない」

保科は、この「極端な」説には反対し、予習作文、課題的自由作文の役割を強調する。

予習作文には以上に述べたやうな欠点の存することは明らかな事実であるから、之を避けるため、上級に進むに従て自由作文を課するがよろしいと思ふ。尤も上級に於ても、自由作文のみでは不都合であるから、予習作文と併せ課するがしかるべきで、はじめは予習作文六自由作文四といふやうな割合にして進み、最上級に至つて、予習作文四自由作文六となるやうにしたら何うであらう。自由作文としても、或る場合には、児童の好むところの文題によつて、自由に書き綴らせるものも悪くはないが、しかし、多くは一定の文題を与へ、二三の注意事項を説明して、しかる後、児童各自の工夫によつて書き綴らしめ、之を添削する方法も、予習作文の場合とはほぼ大同小異で差支ない。(六四九―六五〇ペ)

このように保科は「或る場合には、児童の好むところの文題によつて、自由に書き綴らせるものも悪くはないが」という言い方で、随意選題の自由作文も受け入れる姿勢は示している。けれども、これが「悪くはない」という消極的な受け入れに止どまり、積極的に認める姿勢は示していない。その理由は、「我邦の候文体にしても文語体にしても、日常の言語からあまりに遠ざかり、その型式が児童の自由を拘束すること甚しく、到底独逸におけるやうな自由作文を見ることが六かしい(六五〇ペ)」ということにある。この言語の面が、ドイツですでに解決を見ているので、自由作文が可能となつていふのである。

この「消極的な受け入れの姿勢」は、以後の著作ではやや改まっ

て、大正五年の『国語教授法精義』では一つの教材選択法、記述法の位置を持たせるに至っている。「1—5—1ウ」で、これに触れる。以上、保科の『国語教育及教授の新潮第一』に見られる、我が国の随意選題に関係すると考えられる記述を取りあげた。その性格がドイツからの報告であったために、わが国における作文教育の状況についての言及は、ほとんど見られなかった。「随意選題」あるいは自由選題と言いう方も用いられていない。

1—3 『最近国語教授上の諸問題』の記述

以下は、保科の帰朝後の著作となる。本書は、帰朝後一年、大正四年一月に出版されている。用いられている資料、考え方は前著とほとんど変わっていない。記述も部分的には共通している。しかし、本書には、「随意選題」という言葉が用いられている。これは、本書が、我が国の作文教育の大正三年当時の状況を踏まえて書かれたことを示しているところである。

(ア) 自由作文における随意選題への言及

ドイツの自由作文について、本書では「随意選題」を用いて、次のように述べる。

自由作文については、独逸教育家の間に種々の意見があるが、中にはまったく随意選題として児童各自その好むところによつて書き綴らせるがよろしいと主張している人があるし、随意選題には種々の弊害が伴ふから、とにかく教師から一定の題目を与へ、予習なくして書き綴らせるがよろしいと主張している人もある。(二六一—二六二)

先に自由作文の「極端な」説とした主張を、ここでは「随意選題」として捕えている。

(イ) 下級の自由作文における随意選題の批判
さらに自由作文に対する賛成論と反対論を掲げた後に、次のように自分の意見を述べる。

自由作文については、賛否区々であるが、しかし予習作文のみでは看過すべからざる欠陥を有するから、これを補ふために、自由作文を課することは、もつとも策の得たものと信ずる。まずはじめに予習作文を課し、漸次学年の進むに従て、自由作文を加へるがよろしい。その自由作文も随意選題のみでなく、一定の題目を与へ、予習によらずして書き綴らせるやうにするのが、もつとも穩健な方法であらう。我邦では、尋常二、三年からすでに随意選題として児童各自の好む題目によつて書き綴らせる学校があるが、これはおほいに考慮すべきことと信ずる。なんとすれば、我邦では、特に直観教授も設けないのであるから、尋常二、三年程度の児童は思想においても、その言葉や型式においても、はなはだ幼稚なものである。随意選題によつて取扱はせることは、将来のため決して得策でない。ゆえに、基礎練習のやゝ出来上がったところで、これを取扱ふなら格別、しからざるかぎり、下級で随意選題を課することは賛成しない。(二六四—二六五)

本書では、国語教授全般における問題を取上げているため、自由作文について触れているところはこだけで、従つて随意選題についても以上の他には取りあげていない。ここでは、前書に見られなかった「随意選題」という語が用いられている他に、「自由作文も随意選題のみでなく」という言い方で、自由作文では随意選題が主であるというような響きさえも持たせている。少なくともこれを

「極端な」説とした考え方はなくなっている。さらに、「我邦では、尋常二年ごろからすでに随意選題として児童各自の好む題目によつて書き綴らせる学校があるが」と、すでに我が国において随意選題の実践校があることに触れている。大正三年の時期、我が国にどれほどの随意選題の実践者ないし実践校があったかは、正確には把握できない。けれども、彼が、このように「学校がある」としている事実は見過ごすことはできない。(注3)

1-4 『最近綴り方教授の新潮』の記述

本書は前著『最近国語教授上の諸問題』より五か月おかれて、大正四年六月に出版されている。前著は三〇四ページであるのに対して、本書は四七一ページであり、一部分は、著述の時期が重なっていたことが想像される。即ち、大正三年から四年の初めまでに書かれたと考えられる。むしろ、用いられた資料、基本的考え方などは共通している。というよりも、『国語教育及教授の新潮第一』における作文教育関係の記述の上にさらに多くの資料と説明を加えて成っている。随意選題関係の記述は、ドイツの自由作文における随意選題と我が国における随意選題との両方に関連して多く見られる。

(ア) 「自作法」における随意選題

保科は、ドイツの自由作文については「自作法」という言い方を多くはしていない。しかし、本書第八章「綴り方の題目について」において、ドイツの子供たちの作文を掲げるための説明のなかで、この語と「随意選題」とを用いている。すなわち、

次に挙げる成績は、大抵自作法によつたものであるが、しかし、自作法によつたものと言つても、読本の既習教材を基礎とし、或は経験範囲の知識によつて書き綴つたものである。中に

は随意選題のものもあるが、多くは教師から或る題目を授け、児童をして自由に書き綴らせたものである。(二八四頁)

他に「ハンブルグ市のシャルレルマン氏は自由作文(我が邦の自作法)の最も熱心な主張者である」(同書三八三頁)という使い方も自由作文が我が国の作文の自作法に当たることを示している。これに説明はないが、自由作文の自作法への影響を想像させる。

自由作文における随意選題については、別のところで、「自由作文派は第一学年から随意選題によつて書簡や所見を書き綴らせる方針を取つてゐる」(三四二頁)という言い方もしている。『国語教育及教授の新潮第一』では、このような随意選題の用い方は見られなかった。

(イ) 下級の自由作文における随意選題の批判

先の「1-3-1」と同様に、「低学年の自由作文」の説明の中で、「随意選題」を使用している。同じように低学年の随意選題には賛成しないという見解が述べられる文脈の中での使用である。

学校教育を軽視することは、甚だ不得策で、自由作文派の主張は、あまりに極端である。我が邦にも、近来自由作文の思想が盛に瀾漫して居るが、安逸の自由作文派の主張するがごとき過激なものでもないのは幸である。低学年から随意選題の自由作文を取扱はせる風もおおひ盛になつて居るが、これについて、切に甚深の注意を希望したい。(三九四頁)

「1-3-1」では「尋常二年頃からすでに随意選題として……学校がある」として、大正三年の時期に随意選題が行なわれていたことが指摘されていたが、ここでも「低学年から随意選題の自由作文を取扱はせる風もおおひ盛になつて居る」と、同じような指摘

が見られる。しかし、「おひおひ盛になつて居る」という言い方は、「学校がある」よりも具体的で、その数が少なくないという印象を与える。

他に「予習の目的と方法」を説明したところでも、

児童の個性を發達せしめ、独立に作業し得るやうに教育するには、教師が常に誘導しなければならぬので、若し低学年から随意選題を取扱はせてゐては、却てその目的を達することが出来ない。随意選題は児童が歓迎するのは勿論であるが、若しこれのみ取扱はせるとすると、円満な個性が發達せずして、甚だ偏傾した自我的な性癖があらはれるに相違ない。(四〇七―八二)

さらに、東京と地方との國語の事情の違いに触れて、

現在東京語が國語教育の基準になつてゐるから、東京及びその付近における小学児童は、比較的に多くの便利を有して居るわけである。低学年に於て、随意選題を取扱つても、相当に書き綴り得る児童があるわけであるが、九州や東北地方の小学児童には、之を期待することが困難である。(三七九―八二)

低学年では随意選題ではなく、予習作文を書かせなくてはならないが、そのためには「予習の方法を改良することが、現時我が邦の綴り方教授の改善を計る上に、もつとも急務である」(四〇八―八二)とする。しかし、これは、当時、随意選題が低学年まで普及し、「随意選題」の語が定着していた証でもあろう。

1—5 『國語教授法精義』の記述

本書は、前著より十か月後(大正五年四月)に出版されている。大正四年のほぼ全体が執筆期間として想定される。作文教育に関し

ては、「綴り方教材について」「綴り方教授について」等の章にまとめられている。その「随意選題」の使い方は、次のようになっている。

(ア) 綴り方教材の選択法に関連して

どのような綴り方教材を選ぶべきかについて、「教案における文題の予定」の見出しで、次のように述べている。

あらかじめ題目を一定し、これに束縛せられるのははなはだ不利益であるので、教案にはその大綱だけを予定しておくがよろしい。すなはち、毎学期に取扱ふべき題目若干、その中即題に属するものいくつ、課題に属するものいくつ、随意選題に属するものいくつと予定し、さらにこれを選択する範囲についても、(中略)大綱は定めておく方が便利である(下略)。(四一八―八二)

ここには、かつての「自由作文における極端な説としての随意選題」というような位置づけではなく、「教材選択の一部としての随意選題」という位置づけが定まっている。

(イ) 我が国における随意選題への言及

本書においても、保科は我が国の随意選題について幾つか言及している。例えば、低学年での基礎練習の必要性を指摘する中で、

東京およびその近隣の小学校においては、低学年から随意選題の綴方を取扱はせても、一通これを書き綴り得る児童が多い。なかにはすこぶる優秀なものもあるので、低学年における短文の基礎練習を必要なしと主張する人もある。しかしそれは標準語の関係からのみ観察すれば、東京およびその付近の小学校においては、あるいは一顧に値する主張と言ひ得るであら

う。(六二七ペ)

他にもドイツの自由作文を紹介する中で「近来我が邦でも綴方の予習を軽視し、尋常第一学年からしきりに随意選題によつて書き綴らせてゐる。(六五一ペ)」とも述べている。

ただし、彼は、「我輩の所信を以てすれば、尋一から随意選題の自由作文を取扱ふと児童各自に固有な個性のあらはれるのは明な事実であるが、その個性たるや決して円満に発達したものでないと思ふ(六五四ペ)」ともいう。低学年における随意選題の状況とそれへの批判は、前著と同じように明らかである。

(ウ) 保科の考え方「自作法の一方法としての随意選題」

「1-2-1オ」では、随意選題も「悪くはない」と消極的受容をしたに過ぎなかったが、本書では、自作法における題材選択、記述の一方法として位置付けている。

尋二からいはゆる綴方を開始するとしても、すべての課題に予習を与へる必要はないので、児童をして任意にその好むところのものを書き綴らせることも一の方法であるし、随意選題によつて任意に書き綴らせることも一の方法である。すなはち助作法と自作法は七と三位の割合で進むことが尋二あたりでは相当のところであらう。それから学年が進むに従ひ、自作法の分量を増加するやうに工夫すべきである。(六五七ペ)

さらに、ドイツの自由作文派に対する非難を掲げたあと、

尋一から随意選題による自由作文を取扱つたとして、それからひきつゞき尋六まで進行した結果はどうであるか。高等小學校に進み、中等學校に入つてからの成績に徴してはじめていづれを利益とするかゞ予測がつくのである。しかるにわづか一

二年の経験によつて自由作文の主張者になるやうなことは、その根抵の薄弱を表現するに過ぎないものである。(六五九〜六〇六ペ)

当時「二二年の経験によつて自由作文の主張者になるやうなことが、あったものと思われる文である。また、随意選題がやうやく流行の兆しを見せていたというようにも解される。(注4)

2 諸家の随意選題事情

2-1 大正改元前後の三書の場合

我が国の自作法は、樋口勘次郎の自由発表主義作文の「文体の自由」を取り入れて、次第に題材の生活化と自由選題の方向に進んでいくが、その過程には、課題と自由題があった。初めに大正に改元される前後の綴り方の三書における自作法に関するそれらの記述を見ておく。

(ア) 『実験綴り方新教授法』

豊田八十代・小関源助・坂井不二夫共著『実験綴り方新教授法』(明治四五年三月広文堂)では、「文題提出法」を助作と自作の二つに分けて説明している(一八七ペ)。さらに、「綴り方教授の方法」の章では、「方法の種類」を型式と内容の与え方の違いから四つの類に分けて、その第四類を「形式内容の二つながら与へざるもの」として「自作法」をあげている。自作法は「思想の整理も型式の選定も全く児童に一任して綴らせる」もので、これには、

1 文題を与ふるもの

2 各自に文題を選ばしめるもの

という二方法がある(四〇四ペ)。これに、方法の特長と注意とを

付け加えている。特長には「綴方究極の目的は自ら綴るにある」とする。このように、自作における随意選題の位置づけが見られるのが、本書の特色である。

(イ) 『綴り方新教授の理論及実際』

沢正・清水垣太郎著の本書(大正十一年十月良明堂書店刊)では、綴り方教授細目と指導系統性の重視の立場から、自由発表主義、自作主義を批判し、随意選題等については見解を示していない。例えば、「自由綴り方主義」を説明して、次のように述べている。

自由発表説の見解にたつ教授主義である。欧州に於ても近時自由作文説が行はれて居る。人格養護説の根底にたつてエレンケーなどの主張して居るところはこれである。この自由作文が我国に一時行はれたまた一部に於て尚行はれつゝある自由発表と然全同一のものであるといふわけにはいかぬが、この自由作文説に対しても種々異説もあるやうである。上記の自由発表説に於ても大に考慮の余地の存することからであつて、徒らにこれによりこれに泥むの結果指導を等閑に付し、甚しきは全くこれを欠くが如きに到ることがある。指導周密にする児童の構想を拘束するもより非であつて、後にこの病弊については評論するつもりであるが、一方に於ては無指導にして放任されたる教授の欠点をも認めなくてはならない。(三三―四六)

この自分の考え方を補強するのに彼は榎山栄次の自由発表主義批判(注2参照)の語を引く。さらに、

教授一般に対する自学主義の興りしとともに綴り方教授に於ても自作主義の推量せられ來つたことは事実である。たゞいふ吾人その端に陥つて始めて驚き改むることを陋とするものであ

る。(三九六)

この時期に師範学校教師をしていた浅山尚が、『綴り方教授の破壊と建設』(大正四年七月隆文館)の中で、「自由発表主義の批難は愚」として「口語体による自由発表主義が推敲を欠くとか、その書き様が我儘勝手になるとかいふのは、旧式な、生命と没交渉な文章観に囚はれた皮相な見解である……」(同書五七―六)と批評しているが、その対象の一つには、沢らのこの書があったと考えられる。

(ウ) 『尋常全科綴り方教授資料集成全』

保科の『国語教育及教授の新潮第一』の出版よりちょうど一年早く、芦田恵之助の『綴り方教授』(大正二年三月隆文館)とはほぼ同時期に出版されている国語教授研究会編『尋常全科綴り方教授資料集成全』(大正二年六月)では、「綴り方教授法の種類」を四段階に分けて、その第四段階に、「思想(内容)も型式も二つながら与へざるもの」として、「自作法」をこれに位置づける。さらにこれを「文題を与ふるもの」と「各自をして文題を定めしむるもの」の二つに分けて、その各々について、次のように説明している。

文題を与ふるもの——この方法は全く自己の力によりて綴らしむるものなれど、教師より文題を与へて記述せしむる方法である。

各自をして文題を定めしむるもの——前に同じ方法なれどもこれは文題を随意に選ばしめ各自の感興に浮かびしものを記述せしむることが出来て綴り方の真の目的を達することができる。(五

六六)

ここには「随意選題」という言葉は用いられていないが、同じ意味の随意選題の方法が提示されている。本書には姉妹版の『高等小

学綴方教授資料集成全』(大正三年一月)があり、ともに教師用指導書として広く利用されたらしく、尋常小学校版は出版後二年間に十版を重ねている。ということは、また、この随意選題の方法も特別新奇なものではなく、大正二、三年ごろはごく普通の方法として行なわれたということでもあろう。

2-2 久芳龍蔵『綴り方教授の新研究』の場合

久芳龍蔵著『綴り方教授の新研究』(大正三年二月弘道館)は、保科の『国語教育及教授の新潮第一』(大正三年六月)よりやや早く出版されているが、その著述の時期は、保科がドイツより教育雑誌に報告を寄せていた時期と一部分重なると思われる。すなわち、久芳は、保科の報告の影響を少しは受けたか、あるいはほとんど受けないままに、自分の実践にのみ基づいて著作したと考えられる。

(ア) 自作法における文題の選び方の一つとしての随意選題
久芳は本書で「著者の整理したる綴り方教授の方法」を説明する中で、綴り方教授の方法を自作法と助作法の二つに大別し、その自作法について次のように述べている。

自作法とは、或る文題の下に文表しようとする材料を蒐集することから、蒐集した材料を適当に配列すること、又之れを適当な文字語句等の型式に契合させるに至るまで、凡そ思想発表に必要な要件を自力を以て整理させる方法をいふのである。この方法が綴り方教授の本幹であり、文章学習の真諦であるといふことは、綴り方教授の目的に考へ合せれば、直ちに了解せられることであらう。但し其の文題の選び方については、教師から与へる場合もあれば、全く児童自身の選題に任せる場合もある。所謂随意選題法とか自由選題法とかいふのがこのこ

とである。(六八〜九六)

これに続いて、久芳は、「取材の如何によつては勿論尋常一学年にも適用せられる」として、その例を掲げている。なお、助作法については「児童の方が自作するには適当でない場合に教師が補助指導を施す所の方法をいふ」(七一〜七二)としている。ここで、随意選題について自作法における独自の位置づけが確定されている、といわなくてはならない。これは次の場合についても同様に考えられる。

(イ) 文題提出の方法の一つとしての随意選題

久芳は「綴り方教授方法の生命」という章を設けて、方法として大切なこと(生命)の一つに、「文題提出の方法にも変化ありしむること」をあげている。その「方法」として示すのは、即題法、宿題法、予告題法、随意選題法、構成的提題法の五つである。このうち随意選題法については、次のように説明する。

時としては、若干の文題を用意しておいて児童の選題にまかせ、各自思ひ思ひの題を選んで綴らせることもある。或は全く選題のすべてを児童等の自由に任せする方法もある。所謂随意選題法といふのが之れである。(一一二〜一二)

(ウ) 綴り方教授細目における随意選題

本書の最も注目される点は、綴り方教授細目中に随意選題を位置づけているところである。広島高師訓導としての久芳が、自分の実践からかけ離れた細目を構築することは考えられないとすれば、これは、彼の大正二年当時からそれ以前の実践の報告と見なくてはならない。

まず、「綴り方教授細目文題彙類表」としてまとめられている一

覽表では、文種を普通文と日用文の二つに大別し、その普通文の中の叙事文の系列に、尋常科第二学年から第五学年まで随意選題という「材料」を提示している。

さらに、教授細目の中では、尋常科で、第二学年≡三学期末、第三学年≡三学期末、第四学年≡一学期中間、第五学年≡一学期初と二学期初、第六学年≡一学期末、さらに高等科で第一学年≡二学期末、第二学年≡三学期初と、尋常科第一学年を除き（細目自体を掲げていない）、高等科まで随意選題を組入れている。なかでも第五学年では、一、二学期の初めにこれを置いていることが目立つ。このあたりが随意選題に適するという考え方があったと想像される。

(エ) 久芳の随意選題に関する考え方

久芳は、随意選題に関する考え方を特別には明らかにしていない。その意義や効果についてもほとんど論じてはいない。ただ、「付録」に、「綴り方教授上に於ける失敗談」の一つとして、「参観人よけの自由選題法」という一節を設けている。すなわち、

綴り方教授に定案がなく、当該時間の授業にも相当の準備が出来てゐない所に、会々参観人の足音でも聞かうものならば、周章狼狽の極大抵は此の自由選題法の下に厄を免れたものであつた。余は嘗て特に綴り方教授のみを参観せんため、或学校の綴り方教授の時間割を聞合せた上で参観に出かけた処が、其の日はどうしたものであつたか、どの教場でも此の随意選題法で綴らせてゐた。其の中で最もおかしく感じたのは、尋常三四年の組で見たそれであつた。教師は「何でも皆さんが好きな題を捉へて思ふまゝに書くやう」とのことであつたが、児童等はさも当惑したらしい一面持て何か書いてゐるが、筆の運びが早か

つたものか、又は内容が貧弱であつたものか、三十分にもならないうちに皆筆をおいてしまつた。(中略)

随意選題法も適当に利用すれば綴り方教授上個人の文才を助長する上に至極結構ではあるけれども、参観人よけに利用せられるに至つては、誠に此の方法の為に遺憾に思ふ次第である。

(二六八〜九六)

笑い話のような体験談であるが、随意選題がもっている実践上の欠点を鋭くついているものと言える。また、この時期、すでにこのようなやり方が通つていたことに注目しなくてはならない。(註)

2-3 友納友次郎『読方綴方の新主張』の場合

保科の『国語教育及教授の新潮第一』とほとんど同じ時期に、友納友次郎著『實際的研究になれる読方綴方の新主張』(大正三年五月目黒書店)が出版されている。

(ア) 自由發表主義の立場

彼は自分の立場について、次のように述べている。

論者は、必ず余を捉へて「君は極端な自由發表主義を唱へる男だ。」と云ふであらう。が而し余は自由發表といふことは是認して差支ないが、所謂自由主義即ち放任主義と同一視せられては甚だ迷惑する。(中略)「自由發表」といふことは綴り方の生命であると断言して憚らないのである。しかし、此自由發表といふことは何でもないのである。しかし、此自由發表

(中略)さあこゝに綴り方の修養と云ふものゝ必要が起つて来るではないか。(一九八〜九六)

この「綴り方の修養」という箇所は、「綴り方の練習」という小

見出しを付けている。彼の練習目的主義（課題主義）の生地が見えるところと考えられる。

(イ) 随意選題的自作法に対する考え方

本書に、「安逸に於ける綴り方の改良運動」という小見出しのもとに、具体的に保科孝一の名をあげて、次のように述べているところがある。(注6)

一体安逸の小学校に於ては従来助成的の綴り方が殆んど教授の全部を占め、今尚盛んに実施せられてゐると云ふことは、最近保科学士の報告を見ても明らかである。(中)此思潮は従来助成的綴り方を以て唯一の方法と考へてゐた實際家に少からぬ影響を与へ、今や我が邦に於ても亦是等の見地から綴り方の改良運動を試みるものを見るに至つたのは、綴り方の発達上頗る喜ぶべき現象であると思ふ。(同書二三七―八ペ)

友納は本書を執筆中に、保科の教育雑誌上に報告した文章を見たと考えられる。注目されるのは、我が国においてもすぐさま「是等の見解から綴り方の改良運動を試みるもの」が現れたということである。

この随意選題的自作法について彼は次のように述べている。すなわち「現今の綴り方には二つの大なる傾向」があり、その一つは「助成的綴り方」で、他の一つは、「之に全く反対した態度をとり、出来るだけ自由を与へ制限をさけ、成るべく放任して綴らせたいと主張する自作文主義論者である」(二三六ペ)として、自作文が、ドイツの進歩的な随意選題的自由作文とはとんと変わらぬものとなつていたことを示している。しかし、これについては「両者共に極端に走つた思想であつて、利害相半してゐるものと認めなくては

ならぬ」(同ペ)とする。「綴り方はどこまでも綴り方としての必然的の要件があり、固有の練習順序と云ふものが存在して居る」(二四三―四ペ)という立場は、保科に近い。

以上、大正初期の随意選題の状況を、保科孝一の著書と大正改元前後の三書、久芳龍藏、友納友次郎らの当時の著書の記述によつて見てきた。これらによつて、大正五年頃までには、随意選題は自由發表主義の自作文における随意選題という形で広く実践されていた、また、その思想も外国の自由作文の影響を受けて、根拠を確かにしていた、ということが出来るだろう。

注(1) 「随意選題論をめぐる諸問題」(全国大学国語教育学会編『国語科教育』第一八集昭和四五年三月)、「大正新教育と作文教育の革新」(鳩の森書房『近代国語教育史』昭和四四年一月 所収)等

(2) 保科が自由作文を紹介する前にこれを紹介し批評している例に、

真山栄次著『教授法の新研究』(明治四三年一月月黒書店)がある。「自由作文説は、我が国の学校で近頃流行いたして居ります自由發表説と、或意味に於ては其性質を同じうして居りまして……」と、これらをほとんど同じものとして扱っている。(三一八ペ)

(3) 自由作文の実践例としては、大正四年十月富山教育会雑誌『富山教育』第五八号掲載の高田孝次(富山県師範学校訓導)「自由作文」をあげる事ができる。文中に「題目は児童各個の自由に任せるのである。」とある。(拙著『近代国語教育史』昭和四四年 一四一―二ペ)

(4) 自由作文の紹介について、後年、保科自身次のように振り返っている。「地方では、従来からの伝統で課題作文を取りあつたが、三自由市から年々發表する報告に深い関心を寄せてはいるが、容易にそれを真似ようとはしない。なぜなら、自由作文を実施してから、まだ二十余年(これはわたくしの留学当時から見ても)にしかならぬので、これについて研究すべき多くの問題がまだたくさん残され

ている……」〔国語問題五十年』昭和二十四年九月三、蓬書房 一二五
～六～）

(5) 滑川道夫氏もこの書を証として、大正初年ごろに随意選題による指導がかなり広く行なわれていたということを指摘する。〔日本作文綴方教育史2』(昭和五三年 一〇八、一一〇～)

(6) 友納と同様に保科のドイツ自由作文の紹介を引いているものに花田甚五郎がいる。〔新潮を汲める綴方教授の実際』大正五年七月教育新潮研究会 七～)

(筑波大学教育学系教授)